

**米の全量をJA等の乾燥調製施設に搬送している方は
全相殺方式9割（一筆半損特約付）をおすすめします！**

全相殺方式9割は、JA等乾燥調製施設や第三者によるデータ、または税務申告書類をもとに基準収穫量の1割を超えて減少したときに共済金を受け取ることができます。

また、**一筆半損特約**をあわせて申込みされますと耕地1筆ごとに、半損以上（収穫量が50%以上減収）の被害耕地がある場合は共済金を受け取ることができます。

下記の「2. 共済金のお支払い例」をご覧ください。

1. 共済掛金の目安

10a（1反）あたり290円（※1）

引受面積	10a	20a	30a	50a	100a
共済掛金	290円	580円	870円	1,450円	2,900円

2. 共済金のお支払い例

① JA等施設計量結果等資料にて評価した結果

当年産の収穫量が平年の9割を下回った場合（例）引受面積50aの場合（※2）

被害割合	10%被害	20%被害	30%被害	40%被害	50%被害
共済金の目安	0円	5万円	10万円	15万円	20万円

② 耕地1筆ごとについて、半損以上（収穫量が50%以上減収）の場合

（例）耕地面積10a（1反）の場合の共済金の目安（※3）

全損（収穫皆無）	・・・・・・・・・・7万円
半損以上全損未滿	・・・・・・・・・・2万円

★50%以上の減収（半損以上）が見込まれる例

獣害（猪、猿、鹿など）、虫害（ジャンボタニシ、トビイロウンカなど）

水害（河川の氾濫による冠水・埋没）、

倒伏については耕地全体が地際まで倒伏し、かつ1週間以上刈取りできずに発芽した場合など

上記の被害以外にも、風水害や病害などが併発した場合など

※ ①と②を比較して高い方の共済金をお支払いいたします

（※1）（※2）（※3） 掛金、共済金は、全相殺方式9割（一筆半損特約付）補償、10a（1反）あたりの標準的な収量、単価、掛金率を使用した場合の金額です。

【注意】乾燥調製をご自身で行っている（飯米のみ調整農家も含む）ため全収穫量の客観的なデータが提供できない場合は全相殺方式に加入できません。掛金が安いインデックス方式がおすすめです。